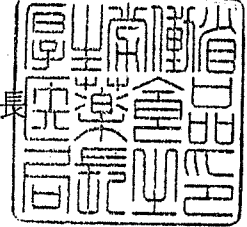


薬食発第 0307001 号
平成 19 年 3 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について

成分の名称を記載しなければならない医薬部外品の成分については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づく、「薬事法第 59 条第 6 号及び第 61 条第 4 号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分」（平成 12 年厚生省告示第 332 号。以下「告示」という。）において示しているところである。また、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については、平成 13 年 3 月 29 日付け薬食発第 270 号厚生労働省医薬局長通知「名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等について」（以下「平成 13 年局長通知」という。）により示してきたところである。

今般、「日本薬局方を定める件」（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号）をもって、第十五改正日本薬局方が告示され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されるとともに、「医薬部外品原料規格 2006 について」（平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知）が発出され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されることにより、収載成分名に変更があったことから、名称を記載しなければならない医薬部外品の成分の別名等については下記により取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願いたい。

なお、平成 19 年 3 月 7 日をもって、平成 13 年局長通知は廃止する。

記

- 1 告示に掲げられた医薬部外品の成分（以下「告示成分」という。）のうち、複数の成分が含まれる場合の当該成分例及び成分の名称として別名又は略称を使用することができる事例を別表に示したこと。



なお、Ⅰ欄（告示名）は告示成分の名称を、Ⅱ欄（該当成分例）は複数の成分が含まれる場合の告示成分に該当する成分の例を、Ⅲ欄（別名又は略称）は該当成分例の別名又は略称名を、Ⅳ欄（Ⅲ欄の別名又は略称）はⅢ欄に掲げた名称の別名又は略称名をそれぞれ示すものであること。

- 2 告示成分のうち別表のⅠ欄に示した成分については、同表のⅡ欄、Ⅲ欄又はⅣ欄に掲げた名称で表示することとし、その他の告示成分については、原則として告示されたとおりの名称で表示すること。
- 3 配合されている成分に付随する成分（不純物を含む。）であって、当該製品中にはその効果が発揮されるより少ない量しか含まれないもの（いわゆるキャリアオーバー成分）については、当該成分が告示成分に該当する場合であっても表示の必要はないこと。
- 4 本通知は、平成19年3月7日より適用すること。ただし、平成21年3月7日までの間は、なお従前の例によることができること。

(別表)

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
4 安息香酸及びその塩類	安息香酸 安息香酸ナトリウムカフェイン 安息香酸ナトリウム 安息香酸アルミニウム 同左	アンナカ 安息香酸Na 安息香酸A I シメン-5-オール	安息香酸塩
6 イソプロピルピルメチルフェノール	同左	同左	
9 ウンデシレン酸及びその塩類	ウンデシレン酸 ウンデシレン酸亜鉛		
10 ウンデシレン酸モノエタノールアミド	同左	ウンデシレンアミドMEA	
11 エデト酸及びその塩類	エデト酸 エデト酸ナトリウム水和物 エデト酸ナトリウム二水塩 エデト酸二ナトリウム エデト酸三ナトリウム エデト酸四ナトリウム エデト酸四ナトリウム二水塩 エデト酸四ナトリウム四水塩	EDTA エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸2Na エデト酸ナトリウム エデト酸Na EDTAナトリウム EDTA-Na EDTA-2K EDTA-2Na EDTA-3Na EDTA-4Na	エデト酸塩

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (亚欄の別名又は略称)
12 塩化アルキルトリメチルアンモニウム	同左 塩化アルキル(16, 18)トリメチルアンモニウム 塩化アルキルトリメチルアンモニウム液 塩化アルキル(16, 18)トリメチルアンモニウム液 塩化アルキル(28)トリメチルアンモニウム液	ヘントリモニウムクロリド 塩化ベヘニルトリメチルアンモニウム	※本成分については、炭素数の明記を省略して差し支えないこと。
13 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム	同左 塩化ジステアリルジメチルアンモニウム末	ジステアリルジモニウムクロリド	
14 塩化ステアリルジメチルベンジルアンモニウム	同左	ステアラルコモニウムクロリド	
15 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ステアリルトリメチルアンモニウム液	ステアアルトリモニウムクロリド	
16 塩化セチルトリメチルアンモニウム	同左	セトリモニウムクロリド	
17 塩化セチルピリジニウム	同左	セチルピリジニウムクロリド	
18 塩化ベンザルコニウム	同左 塩化ベンザルコニウム液 濃ベンザルコニウム塩化物液50	ベンザルコニウムクロリド ベンザルコニウム塩化物 ベンザルコニウム塩化物液 濃塩化ベンザルコニウム液50	※本成分については、「塩化ベンザルコニウム液」を使用して差し支えないこと。
19 塩化ベンゼトニウム	同左 塩化ベンゼトニウム液	ベンゼトニウムクロリド ベンゼトニウム塩化物 ベンゼトニウム塩化物液	
20 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム	同左 塩化ラウリルトリメチルアンモニウム液	ラウリルトリモニウムクロリド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (皿欄の別名又は略称)
21 塩化リゾチーム	同左	塩化リゾチーム リゾチーム塩酸塩	
22 塩化アルキルジアミノエチルグリシン	同左	アルキル(C12-14)ジアミノエチルグリシンHCl	
23 塩酸クロルヘキシジン	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン液 同左	クロルヘキシジン2HCl クロルヘキシジン塩酸塩	
26 塩酸ジフェンヒドラミン	同左	ジフェンヒドラミンHCl ジフェンヒドラミン塩酸塩	
27 オキシベンゾン	同左	オキシベンゾン-3	
28 オルトアミノフェノール及びその硫酸塩	オルトアミノフェノール 硫酸オルトアミノフェノール	アミノフェノール 硫酸アミノフェノール	
29 オルトフェニルフェノール	同左	フェニルフェノール	
31 カンタリスチンキ	同左	マメハンミヨウエキス	
33 グアイアズレンスルホン酸ナトリウム	同左	グアイアズレンスルホン酸Na	グアイアズレンスルホン酸塩
34 グルコン酸クロルヘキシジン	同左 グルコン酸クロルヘキシジン液	クロルヘキシジングルコン酸塩液	
41 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	同左 メチルクロロイソチアゾリン-5-オン・メチルイソチアゾリン液	メチルクロロイソチアゾリンオン メチルクロロイソチアゾリン	
42 酢酸-dl- α -トコフェロール	同左 酢酸dl- α -トコフェロール 酢酸DL- α -トコフェロール	酢酸トコフェロール トコフェロール酢酸エステル	ビタミンE酢酸エステル

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (亚欄の別名又は略称)
43 酢酸ポリオキシエチレンランリンアルコール	同左	酢酸ラネスー9 酢酸ラネスー10	
45 酢酸ランリンアルコール	同左	酢酸ラノリル	
46 サリチル酸及びその塩類	サリチル酸 サリチル酸チタン サリチル酸ナトリウム	サリチル酸Na	サリチル酸塩
50 ジイソプロパノールアミン	同左	DIPA	
51 ジエタノールアミン	同左	DEA	
52 システイン及びその塩酸塩	L-システイン DL-システイン L-システイン(2) DL-システイン(2) L-システイン塩酸塩 塩酸L-システイン 塩酸DL-システイン	システイン 塩酸システイン システイン塩酸塩 システインHCl	
55 ジブチルヒドロキシトルエン	同左	BHT	
56 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダントイン	同左	DMDMヒダントイン	
57 臭化アルキルイソキノリニウム	同左 臭化アルキルイソキノリニウム液	ラウリルイソキノリニウムプロミド	
58 臭化セチルトリメチルアンモニウム	同左 臭化セチルトリメチルアンモニウム液 臭化セチルトリメチルアンモニウム米	セトリモニウムプロミド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (亚欄の別名又は略称)
60 ショウキョウウチンキ	同左 ショウキョウ ショウキョウ末	ショウキョウエキス 生姜 乾生姜 生姜末 乾生姜末	
63 セチル硫酸ナトリウム	同左	セチル硫酸Na	セチル硫酸塩
64 セトステアリアルコール	同左	セチアリアルコール	
65 セラック	同左 精製セラック 白色セラック	白セラック	
66 ソルビン酸及びその塩類	ソルビン酸 ソルビン酸カリウム	ソルビン酸K	ソルビン酸塩
67 チオグリコール酸及びその塩類	チオグリコール酸 チオグリコール酸ナトリウム チオグリコール酸カルシウム チオグリコール酸モノエタノールアミン チオグリコール酸アンモニウム チオグリコール酸モノエタノールアミン液 チオグリコール酸アンモニウム液	チオグリコール酸Na チオグリコール酸Ca チオグリコール酸MEA	チオグリコール酸塩
68 チオ乳酸塩類	チオ乳酸アンモニウム チオ乳酸モノエタノールアミン	チオグリコール酸MEA液 チオ乳酸MEA	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
70 直鎖型アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	同左 ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム液	アルキルベンゼンスルホン酸塩 ドデシルベンゼンスルホン酸Na ラウリルベンゼンスルホン酸ナトリウム	ラウリルベンゼンスルホン酸Na液
72 デヒドロ酢酸及びその塩類	デヒドロ酢酸 デヒドロ酢酸ナトリウム	デヒドロ酢酸Na	デヒドロ酢酸塩
73 天然ゴムラテックス	同左	ゴムラテックス	
74 トウガラシチンキ	同左 トウガラシ トウガラシ末	トウガラシエキス 蕃椒 蕃椒末	
75 dl- α -トコフェロール	同左	トコフェロール ビタミンE	
77 トリイソプロパノールアミン	同左	TIPA	
78 トリエタノールアミン	同左	TEA	
79 トリクロサン	同左	トリクロヒドロキシジフェニルエーテル	
80 トリクロカルバニリド	同左	トリクロカルバン	
81 トルエン-2, 5-ジアミン及びその塩類	トルエン-2, 5-ジアミン 塩酸トルエン-2, 5-ジアミン 硫酸トルエン-2, 5-ジアミン	トルエン-2, 5-ジアミンHCl	
84 ニトロパラフェニレンジアミン及びその塩類	ニトロパラフェニレンジアミン 塩酸ニトロパラフェニレンジアミン 硫酸ニトロパラフェニレンジアミン	ニトロパラフェニレンジアミンHCl	
85 ノニル酸バニルアミド	同左	ヒドロキシメトキシベンジルノナミド ノニル酸バニルアミド	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (亚欄の別名又は略称)
86 パラアミノ安息香酸エステル	パラアミノ安息香酸エチル	エチルPABA	
87 パラアミノオルトクレゾール	パラアミノ安息香酸グリセリル 同左	グリセリルPABA	
89 パラアミノフェノール及びその硫酸塩	硫酸5-アミノオルトクレゾール パラアミノフェノール	5-アミノオルトクレゾール 硫酸パラアミノオルトクレゾール	
90 パラオキシ安息香酸エステル	硫酸パラアミノフェノール パラオキシ安息香酸イソブチル パラオキシ安息香酸イソプロピル パラオキシ安息香酸エチル パラオキシ安息香酸ブチル パラオキシ安息香酸プロピル パラオキシ安息香酸メチル パラオキシ安息香酸ベンジル	イソブチルパラベン イソプロピルパラベン エチルパラベン ブチルパラベン プロピルパラベン メチルパラベン ベンジルパラベン	パラベン
91 パラクロルフェノール	同左	クロロフェノール	
92 パラニトロオルトフェニレンジアミン及びその硫酸塩	パラニトロオルトフェニレンジアミン 硫酸パラニトロオルトフェニレンジアミン		
93 パラフェニレンジアミン及びその塩類	パラフェニレンジアミン 塩酸パラフェニレンジアミン 硫酸パラフェニレンジアミン	パラフェニレンジアミンHCl	
94 パラフェノールスルホン酸亜鉛	同左	フェノールスルホン酸亜鉛	
95 パラメチルアミノフェノール及びその硫酸塩	パラメチルアミノフェノール 硫酸パラメチルアミノフェノール		
96 ハロカルバン	同左	クロフルカルバン	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
97 ピクラミン酸及びそのナトリウム塩	ピクラミン酸		
98 N, N' -ビス(4-アミノフェニル) -2, 5 -ジアミノノ-1, 4-キノンジイミン	ピクラミン酸ナトリウム	ピクラミン酸Na	ピクラミン酸塩
101 2-ヒドロキシ-5-ニトロ-2', 4'-ジアミノソルホン酸ナトリウム	同左	バンドロフスキベース	
102 2-(2-ヒドロキシ-5-メチルフェニル) ベンゾトリアゾール	同左	クロムブラウンRH	
105 N-フェニルパラフェニレンジアミン及びその塩類	同左	ドメトリゾール	
	N-フェニルパラフェニレンジアミン	ヒドロキシメチルフェニルベンゾトリアゾール	
	塩酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	パラアミノジフェニルアミン	
	酢酸N-フェニルパラフェニレンジアミン	塩酸パラアミノジフェニルアミン	パラアミノジフェニルアミンHCl
106 フェノール	同左	石炭酸	
107 ブチルヒドロキシアゾール	同左	BHA	
108 プロピレンジグリコール	同左	PG	
112 ポリエチレングリコール (平均分子量600以下のものに限る。)	ポリエチレングリコール200	PEG-4	ポリエチレングリコール
	ポリエチレングリコール300	PEG-6	
	ポリエチレングリコール400	PEG-8	
	ポリエチレングリコール600	PEG-12	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)	
113 ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩類	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸トリエタノールアミン	ラウレス硫酸TEA	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩 ラウレス硫酸トリエタノールアミン	
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ナトリウム	ラウレス-12硫酸Na ラウレス-5硫酸Na ラウレス-7硫酸Na ラウレス-8硫酸Na ラウレス硫酸Na	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸塩	
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸アンモニウム液			
	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸ジエタノールアミン・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド混合物	ポリオキシエチレンラウリルエーテル硫酸DEA・ヤシ油脂肪酸ジエタノールアミド混合物		

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
114 ポリオキシエチレンラノリン	同左	PEG-5ラノリン PEG-10ラノリン PEG-20ラノリン PEG-24ラノリン PEG-27ラノリン PEG-30ラノリン PEG-35ラノリン PEG-40ラノリン PEG-50ラノリン PEG-55ラノリン PEG-60ラノリン PEG-75ラノリン PEG-85ラノリン PEG-100ラノリン PEG-150ラノリン	
115 ポリオキシエチレンラノリンアルコール	同左 ポリオキシエチレンラノリンアルコール (2)	ラネス-5 ラネス-10 ラネス-15 ラネス-16 ラネス-20 ラネス-25 ラネス-40 ラネス-50 ラネス-60 ラネス-75	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
116 ホルモン	エストラジオール エストロン エチニルエストラジオール 酢酸コルチゾン ジエチルスチリルベストロール ヒドロコルチゾン プレドニゾン プレドニン ヘキサステロール		
119 メタフェニレンジアミン及びその塩類	メタフェニレンジアミン 塩酸メタフェニレンジアミン 硫酸メタフェニレンジアミン	メタフェニレンジアミンHCl	
120 2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン	同左 メチルクロロイソチアゾリン・メチルイソチアゾリン液	メチルイソチアゾリンオン メチルイソチアゾリン	
121 N, N', -メチレンビス [N' - (3-ヒドロキシメチル-2, 5-ジオキソ-4-イミダゾリジニル) ウレア]	同左	イミダゾリジニルウレア	
122 モノエタノールアミン	同左	MEA エタノールアミン MEA液	
	モノエタノールアミン液		

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
123 ラウリル硫酸塩類	ラウリル硫酸トリエタノールアミン ラウリル硫酸ジエタノールアミン ラウリル硫酸モノエタノールアミン ラウリル硫酸ナトリウム ラウリル硫酸カリウム ラウリル硫酸マグネシウム ラウリル硫酸アンモニウム ラウリル硫酸マグネシウム液	ラウリル硫酸TEA ラウリル硫酸DEA ラウリル硫酸MEA ラウリル硫酸Na ラウリル硫酸K ラウリル硫酸Mg	ラウリル硫酸塩
124 ラウロイルサルコシンナトリウム	同左	ラウロイルサルコシンNa	ラウロイルサルコシン塩
125 ラノリン	同左		
127 還元ラノリン	加水ラノリン	水添ラノリン	
128 硬質ラノリン	精製ラノリン	ラノリンロウ	
130 水素添加ラノリンアルコール	同左	水添ラノリンアルコール	
132 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール	ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール200 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール300 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール400 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール600 ラノリン脂肪酸ポリエチレングリコール1000	ラノリン脂肪酸PEG-4 ラノリン脂肪酸PEG-6 ラノリン脂肪酸PEG-8 ラノリン脂肪酸PEG-12 ラノリン脂肪酸PEG-20	

I (告示名)	II (該当成分例)	III (別名又は略称)	IV (Ⅲ欄の別名又は略称)
医薬品等使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素	赤色2号 だいたい201号 他当該省令の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素すべて	赤2 橙201 赤色2号及び橙201号の別名又は略称と同様の省略	

(注意 1) 140 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令(昭和41年厚生省令第30号)の別表第1、別表第2及び別表第3に掲げるタール色素のうち、アルミニウムレーキ、バリウムレーキ及びジルコニウムレーキの各レーキ名は省略して差し支えないこと。

(注意 2) Ⅱ欄(該当成分例)に掲げている成分で液や末が付記される成分については、液や末を除いた名称を用いて差し支えないこと。なお、液や末を除いた名称がⅡ欄に掲げられている場合は、その別名等であるⅢ欄及びⅣ欄に掲げる名称を用いて差し支えないこと。